

取消し

不当な勧誘により締結させられた契約は、後から取り消すことができます。

就職セミナー商法等

(不安をあおる告知)

消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから^(※1)、願望^(※2)の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、不安をあおり、契約が必要と告げた。

例

就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要」と勧誘。

就職
できるか
不安



このままでは
一生成功しない。
このセミナー
が必要

※1 消費者の年齢によって定まるものではなく、中高年であっても該当し得るものです。

※2 進学、就職、結婚、生計、容姿や体型などの願望が挙げられます。

デート商法等

(好意の感情の不当な利用)

消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから^(※1)勧誘者に好意の感情を抱き、かつ、勧誘者も同様の感情を抱いていると誤信していることを知りながら、契約しなければ関係が破綻すると告げた。

例

SNSで知り合った男性と何度か連絡をして好きになった。宝石展示場に誘われて行ったところ、「買ってくれないと関係を続けられない」と男性から言われ契約。

別れたく
ない…



2人の
これから
のために…

高齢者等が不安をあおられる

(判断力の低下の不当な利用)

加齢や心身の故障により判断力が著しく低下していることから、現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、不安をあおり、契約が必要と告げた。

例

加齢により判断力が低下した消費者に対し、「投資用マンションを買わなければ、定期収入がなく今のような生活を送ることは困難である」と告げて勧誘。

そう
かしら…



マンションを
買わないと
生活が苦しく
なりますよ

靈感商法等

(靈感等による知見を用いた告知)

靈感等の特別な能力により、消費者又はその親族の生命等の**現在生じ**若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避できないとの不安をあおり、又は**不安に乗じて**、契約が必要と告げた。**※赤字部分が令和4年臨時国会改正。**

例

「私は霊が見える。あなたには悪霊がついておりそのままでは病状が悪化する。この数珠を買えば悪霊が去る」と告げて勧誘。

病状
悪化…



この数珠を買えば
悪霊が去り
病状が良くなります

契約前なのに強引に代金を請求される等

(契約締結前に債務の内容を実施等)

契約締結前に、契約による義務の全部若しくは一部を実施し、又は**目的物の原状を変更し**、実施前の原状の回復を著しく困難にした。

※赤字部分が令和4年通常国会改正。

例

貴金属の買取りの際に指輪に付いていた宝石を鑑定のために取り外し、元に戻すことを著しく困難にして勧誘。

契約締結前に、契約締結を目指した事業活動を実施し、これにより生じた損失の補償を請求する旨等を告げた。

例

別の町の事業者から、マンション投資の勧誘で会ってほしいと言われ会ったが、「あなたのためにここまで来た、断るなら交通費を支払え」と告げ勧誘された。

取消権の行使期間

取消権の行使には期間制限があります。

短期 追認をすることができる時(※)から1年間。靈感商法等の場合は3年間(令和4年臨時国会改正。)

長期 契約の締結の時から5年間。靈感商法等の場合は10年間(令和4年臨時国会改正。)

※消費者が誤認をしたことに気付いた時や困惑を脱した時等、取消しの原因となっていた状況が消滅した時。